

専門の「公的機関」がご提供する 金融リテラシー向上のセミナー・研修(「無料」講師派遣)

～従業員・職員の皆様の福利厚生・研修に、ご活用ください！～

金融経済教育推進機構(通称:「J-FLEC」(ジェイ-フレック))は、特別の法律に基づき国が認可を受け、中立・公正な立場から、官民一体で金融経済教育を推進する唯一の公的機関(金融庁所管の認可法人)です。金融経済の専門家による「出張講義プログラム」や、今すぐ導入できる「オンライン講座」をご提供しております(無料)。公的機関であるため、特定の金融商品の勧誘や誘導は一切いたしません。



世代別の「出張講義」をご用意しております

※対面・オンラインの方法がございます。複数回のお申込みも承ります！

多くの企業・自治体等ご利用いただいております！

タイトル	主な世代	主な内容
● 社会人として 知っておきたい お金の話	10代～20代 若手社会人	家計管理や給与明細の見方、資産形成の基本(長期・積立・分散)や支援制度(NISAなど)、社会保険と民間保険、クレジット、奨学金、金融詐欺・トラブルの防止など
● 将来に向けて 知っておきたい お金の話	30代～40代 中堅社会人	家計の現状把握から外部知見(お金の専門家)の活用を通じた将来設計・資産運用の考え方、社会保険と民間保険、各種ローン、金融詐欺・トラブルの防止など
● リタイア前後に 知っておきたい お金の話	50代以上 ベテラン社会人	定年退職後の生活を見据えた年金などの社会保険、退職金、税金の仕組みのほか、資産寿命の延伸、贈与・相続・終活などの概要、金融詐欺・トラブルの防止など



ご検討される際の3つのポイント

(公式ウェブサイト)

1 講義はJ-FLECが認定した専門家が担当



2 費用(講義代・交通費)は「無料」(J-FLECが負担)

3 お申込みは開催希望日の45日前までにお願いいたします
※ご希望の日時の講師派遣に努めております

NEW→裏面へ



「手間なく」すぐに導入できる「オンライン講座」も！

※講義動画や資料等を掲載したウェブページなどをご提供いたします

詳しいお申込み方法につきましては、裏面をご確認ください



講師派遣(出張講義)プログラム実施概要

実施日時	土日・祝日を問わず、講師を派遣いたします。 恐れ入りますが、ご希望日の 45日前まで のお申込みをお願いしております。 (年末年始期間(12/29 ~ 1/10)は除きます。)
受講者数	原則10名以上 より、承っております。 (お申込みの際の見込みで差し支えございません。)
講 師	J-FLEC講師 <ul style="list-style-type: none">審査に合格した講師を派遣いたします。特定の金融商品の勧誘は一切ございません。
費 用	無料 (講義代・派遣に係る交通費) <ul style="list-style-type: none">講義資料は画面等で投影いたします。対面開催の場合の資料の印刷は、恐れ入りますが、お申し込みいただいた先にご対応・ご負担をお願いしております。

- ◆ **お申込みフォーム**(⇒)からお申込みをお願いいたします。
メールアドレスのご登録からお願いしております。
- ◆ 対面だけでなく、**オンラインでの開催**も承ります。
講義の録画データを企業・団体内でご活用いただけます。
- ◆ 講義の内容は、ニーズに応じた調整を承っております。



お申込み

講師決定の
ご連絡

講師との
事前打合せ

講義
当日

アンケート
ご回答

ご不明な点がございましたら、下記窓口までメール又は電話でご照会ください。
※講師派遣のお申込みは、上記の「お申込みフォーム」から、お願ひいたします。

窓口:J-FLEC 講師派遣事務局(受託者 株式会社DNPコアライズ)
<jf-koushi@dsicontact.jp / 050-3538-5773>

「手間なく」すぐに導入できる「J-FLECオンライン講座」

- ◆ 職場内へ専用のウェブページをご案内いただくだけで導入できるオンライン講座です。また、職場のラーニング・システムに搭載し、ご活用いただけるよう動画データのご提供も承ります。

(2025年11月下旬開始)



①

NEW

専用ウェブページ～企業等／自治体・官庁の皆さんへ～

- ◆ 無料の講師派遣、オンライン講座などの情報を集約した専用のウェブページです。
講義資料もご覧いただけます。

(企業等)



(自治体・官庁)



②

(参考)関連法令(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律)

(関係者相互の連携及び協力)

第百三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 地方公共団体、機関その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。